

毒物及び劇物取締法 関係留意事項

兵庫県保健医療部薬務課 薬務対策・捜査班

(内容)

- | | |
|---------------|----------|
| 1. 販売業の登録について | 7. 交付手続き |
| 2. 毒物劇物取扱責任者 | 8. 運搬 |
| 3. 貯蔵又は陳列場所 | 9. 廃棄 |
| 4. 容器及び被包への表示 | 10. 事故 |
| 5. 取扱い | 11. その他 |
| 6. 譲渡手続き | |

はじめに

化学物質

塗料、染料

工業用薬品

食品添加物

試薬 等

農薬

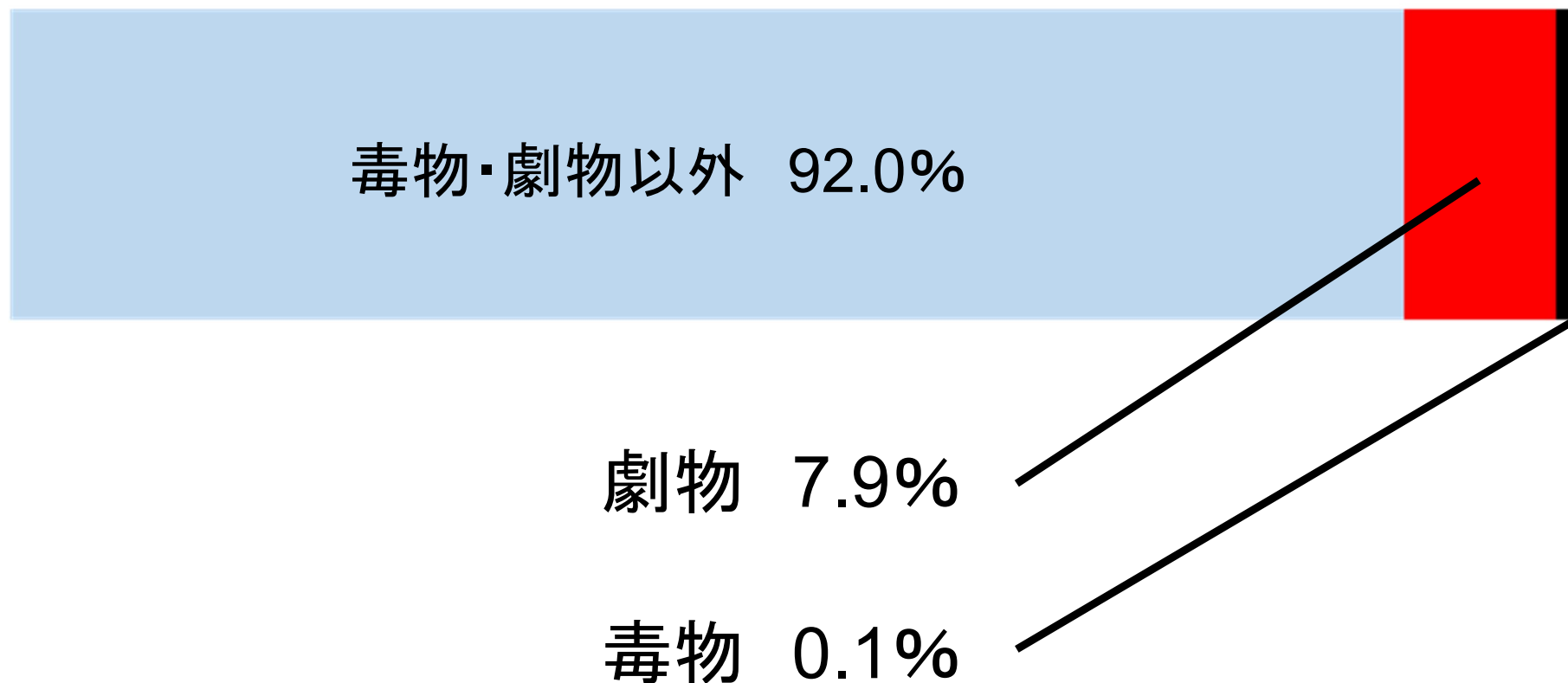
普通物

毒物・劇物・特定毒物

医薬品

医薬部外品 等

農薬に占める毒物・劇物の割合



※特定毒物 リン化アルミニウム製剤 1種類のみ

(2020年9月30日時点)

1. 販売業の登録について

販売業の登録について

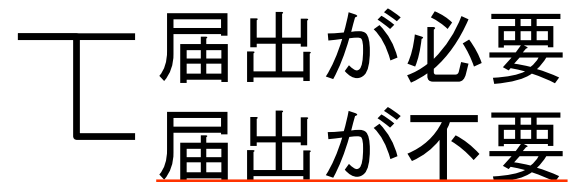
① 毒物劇物営業者

- ・製造業
- ・輸入業
- ・販売業



店舗毎の
登録が必要

② 業務上取扱者



農家、
園芸等

③ 特定毒物研究者

※農薬販売届の届出だけでは、毒物劇物に該当する農薬は販売できません！

販売業の登録について

- 1 登録の更新
→6年ごとの更新が必要。
- 2 登録票の掲示
→店舗の見やすいところに掲示すること。
- 3 変更届の必要な場合（30日以内に届出）
 - 氏名、住所（法人にあっては、本社の名称、所在地）を
変更したとき。
 - 店舗の名称を変更したとき。
 - 主たる設備（毒物劇物貯蔵設備など）を変更したとき。

販売業の登録について

5 新規登録が必要な場合

- 店舗が移転した場合
- 販売業者が変更になった場合（個人から法人への変更等を含む。）
- 業態を変更する場合（農業用品目→一般など）
- 登録有効期限切れの場合 等

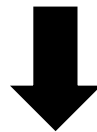
6 営業を廃止した場合（30日以内に届出）

販売業の登録について

7 「オーダー取引」について

→現物を取り扱わない販売の形態。

伝票処理等を行うが、毒物劇物は購入者へ直送するため、毒物劇物の現物を店舗に保管したり、店頭で販売したりしない場合。



保管庫の設置
毒物劇物取扱責任者の設置 } 不要



現物を取り扱うようになったら、設置が必要。(変更届等の届け出必要。)

2. 毒物劇物取扱責任者

毒物劇物取扱責任者（毒物劇物販売業関係）

- 1 毒物劇物を**直接取扱う店舗**に、設置が義務づけられている。

【資格】

- 薬剤師
- 高校、大学等で応用化学に関する学課を修了した者等
- 知事が行う毒物劇物取扱者試験に合格した者



- ※ 一般、農業用品目、特定品目の3種類ある。
- ※ 各都道府県単位で試験を実施しており、どの都道府県の試験に合格しても有効である。
- ※ 兵庫県の毒物劇物取扱者試験は、関西広域連合が実施している。

- 2 取扱責任者を変更した時

→異動等により変更した場合は、30日以内に毒物劇物取扱責任者変更届が必要である。

毒物劇物取扱責任者

3 毒物劇物取扱責任者の業務について

→毒物又は劇物による保健衛生上の危害の防止に当たる。

- (1) 貯蔵設備、陳列場所、運搬用具に関すること
- (2) 表示、着色に関すること
- (3) 運搬、廃棄に関する技術上の基準について
- (4) 事故時の措置等について
- (5) その他

(詳細は別紙1)

3. 貯蔵又は陳列場所

貯蔵又は陳列場所

- 1 毒物劇物の貯蔵陳列場所は、その他の物を貯蔵陳列する場所と明確に区分された**専用の保管場所**とすること。
- 2 毒物劇物の貯蔵陳列場所には、「**かぎ**」をかける**設備がある堅固な施設**とすること。
- 3 毒物劇物の貯蔵陳列場所には、次の**表示が必要**である。

「医薬用外毒物」又は「医薬用外劇物」

- 4 盗難防止のため敷地境界線から十分離すか又は一般の人が容易に近づけないよう措置を講じること。
- 5 毒物劇物を貯蔵するタンク、ドラム缶、その他の容器は、飛散し、漏れ、又はしみ出る恐れがないこと。

4. 容器及び被包への表示について

容器及び被包への表示

毒物劇物の容器及び被包には次の表示が行われていること。

- 1 毒物 → 「医薬用外」の文字及び赤地に白色で「**毒物**」の文字
- 2 劇物 → 「医薬用外」の文字及び白地に赤色で「**劇物**」の文字
- 3 毒物劇物の名称・成分及びその含量
- 4 製造業者・輸入業者の氏名・住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地）

医薬用外毒物

医薬用外劇物

容器及び被包への表示

- 5 販売業者が毒物劇物の直接の容器又は被包を開いて販売する場合にあつては、販売業者の氏名・住所（法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地）並びに毒物劇物取扱責任者の氏名
- 6 その他施行規則などで定める表示
解毒剤(有機燐化合物)の名称、劇物たる家庭用品(住宅用洗剤など)の使用上の注意事項等

5. 取扱い

取扱い

- 1 盗難にあい、又は紛失するのを防ぐのに必要な措置を講じていること。
- 2 毒物劇物が店舗の外に飛散し、漏れ、若しくはしみ出、又は地下にしみ込まないようにすること。
- 3 通常、**飲食物の容器**として使用される物を、毒物等の容器として使用しないこと。
- 4 保管している毒物劇物の**在庫量の点検及び使用量の把握**を定期的に行うこと。

取扱い

- 5 盗難等防止規定が作成され、これにより適切な措置が講じられていること。
- 6 危害等防止規定が作成され、これにより適切な措置が講じられていること。

6. 譲渡手続き

譲渡手続き

1 毒物劇物製造業者、販売業者等の毒物劇物営業者以外の一般の者に販売し、又は授与した場合は、次の事項を記載し、押印した書面（譲受書）の提出を受けること。

(1) 毒物又は劇物の名称及び数量

(2) 販売又は授与の年月日

(3) 譲受人の氏名、**職業**及び住所（法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地）

※ 他の毒物劇物営業者に販売又は授与した時は、上記(1)、(2)、(3)の事項を書面に記載しておくこと。

2 譲受書は、販売又は授与の日から**5**年間保存しておくこと。

（別紙2の譲受書の例示を参照）

譲渡手続き

毒物及び劇物譲受書		
毒物又は劇物	名 称	
	数 量	
販売又は授与の 年 月 日		
譲 受 人 (法人にあってはその 名称及び主たる事 務所の所在地)	氏 名	① (年令 才)
	職 業	
	住 所	
備 考		

譲渡手続き

- 3 販売し、授与する時まで、譲受人に対し、文書等で次の事項の情報を提供すること。ただし、1回につき200ミリグラム以下の劇物を販売し、又は授受する場合及び令別表1の上欄に掲げる物を主として生活の用に供する一般消費者に対して販売し、又は授与する場合を除く。

ア 情報提供をする毒物劇物営業者の氏名及び住所

イ 毒物又は劇物の別
ウ 名称並びに成分及びその含量

エ 応急措置

オ 火災時の措置

カ 漏出時の措置

キ 取扱い及び保管上の注意

ク 暴露の防止及び保護のための措置

ケ 物理的及び化学的性質

コ 安定性及び反応性

サ 毒性に関する情報

シ 廃棄上の注意

ス 輸送上の注意

譲渡手続き

4 譲渡にあたっての留意事項

- (1) 毒劇物の譲渡に当たっては、上記手続きを遵守するとともに、**身分証明書等**により譲受人の身元（法人にあつては当該法人の事業）について十分確認を行った上で、さらに毒物劇物の使用目的及び使用量が適切なものであるかについて十分確認を行うこと。
- (2) その上で、譲受人等の言動その他から、使用目的に不審がある者、使用目的があいまいな者等安全な取扱いに不安があると認められる者には交付しないようにするとともに、この種の譲受人等に係る不審な動向については、速やかに**警察署へ通報**すること。

譲渡手続き

- (3) **爆発物の原料となり得る劇物**※については、適切な保管管理を行うとともに、譲渡手続及び交付手続を厳守し、また、盗難又は紛失事件が発生したときは、直ちに警察署へに届けること。

※塩素酸カリウム、塩素酸ナトリウム、硝酸、硫酸、塩酸、過酸化水素の6物質。

- (4) **爆発物の原料となり得る劇物**を一般消費者に対してインターネットを利用した販売を行う場合、又は大量に販売を行う場合には、購入者の連絡先及び使用目的を確認・記録した上で行うこととし、使用目的が不審若しくはあいまいである者又は社会通念上妥当でないおそれがあると認められる者には、**販売を差し控える**とともに、当該者の不審な動向について、直ちに警察署へ届けること。

7. 交付手続き

交付手続き

「交付」とは、**現実に物を渡す行為**であって、その物の所有権が移転することを要しない。この点で「販売又は授与」とは別の概念である。

オーダー取引営業者には義務はないが、オーダー取引営業者から依頼され、現実に毒物劇物を交付する営業者には「交付手続き」の義務がある。

- 1 次の者には、毒物劇物を交付してはならない。
 - (1) **18歳未満の者**
 - (2) 心身の障害により毒物又は劇物による保健衛生上の危害の防止の措置を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの
 - (3) 麻薬、大麻、あへん又は覚せい剤の中毒者

交付手続き

2 交付を受ける者の確認（法第3条の4に規定する政令で定める物を交付する場合）

法第3条の4

→引火性、発火性又は爆発性のある毒物又は劇物であって
政令で定めるものは、業務その他正当な理由による場合を除いては、所持してはならない。



※①亜塩素酸ナトリウム及びこれを30%以上含有する製剤

②塩素酸塩類及びこれを35%以上含有する製剤

（例）クロレートS粒剤

塩素酸ナトリウム・・・50.0%

③ナトリウム

④ピクリン酸

交付手続き

引火性、発火性又は爆発性のある毒物又は劇物であって
政令で定めるもの

(1) 交付の際の注意事項

ア 譲受人が常時取引関係のある者以外であれば、運転免許証等で必ず**交付を受ける者の身分を確認する**とともに、使用目的、使用量が適切であるかの確認を行うこと。

イ 毒物劇物の名称、交付した年月日及び交付した相手の住所氏名等を帳簿等に記載しておくこと。

(2) 帳簿への記載事項（別紙２の帳簿の例示を参照）

ア 交付した劇物の名称

イ 交付の年月日

ウ 交付を受けた者の氏名及び住所

→帳簿は、最終の記載をした日から５年間保存すること。

8. 運搬

運搬

- 1 運搬する場合には、毒物劇物等が飛散し、漏れ、流れ出、又はしみ出ることを防ぐのに必要な措置を講ずるとともに、技術上の基準が定められているので留意すること。
- 2 運搬時においても盗難及び紛失の防止措置を徹底すること。

【参考となる通知】

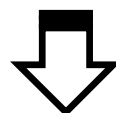
毒物及び劇物の運搬容器に関する基準
(昭和63年6月15日付け薬発第511号等による)

9. 廃棄

廃棄

毒劇物等を廃棄する場合は、廃棄の方法について技術上の基準が定められているので留意すること。（例えば、中和、加水分解等）

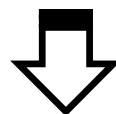
毒物及び劇物取締法施行令第40条



【参考となる通知】

毒物及び劇物の廃棄の方法に関する基準

（昭和50年11月26日付け薬発第1090号等による。最新は平成8年3月15日付け薬発第252号通知。）



（一社）兵庫県産業資源循環協会（HSK）等

10. 事故

事故

- 1 事故等により、不特定又は多数の者について保健衛生上の危害が生じる恐れのある時は、**直ちに**、その旨を保健所（健康福祉事務所）、警察署、又は消防機関に届け出ること。同時に、保健衛生上の危害を防止するために必要な応急の措置を講じること。

⇒ 保健所、警察署、消防機関への連絡をお願いします。

- 2 盗難にあい、又は紛失した時は、**直ちに**所轄の警察署へ届け出ること。

11. その他

その他

毒物劇物販売業者は、家庭用劇物以外の毒劇物について、一般消費者への販売を自粛すること。

参考) 家庭用劇物

- ①塩化水素又は硫酸を含有する製剤たる劇物（住宅用の洗剤で液体状のものに限る。）
- ②DDVPを含有する製剤（衣料用の防虫剤に限る。）

【参考となる通知】

G20大阪サミット・2020年東京オリンピック・パラリンピック開催に伴う毒物及び劇物の適正な保管管理について

（平成31年4月25日付け薬生薬審発0425第1号）

爆発物の原料となり得る劇物等の適正な管理等の徹底について

（平成31年1月10日付け薬生薬審発0110第2号）

ご清聴ありがとうございました。

